

## 戦後初期勤労青少年教育の原像 — 埼玉県定時制高等学校を中心として —

板橋 文夫

The Conception of the Working Class Youth Education in Early Postwar Japan  
— Focusing on Saitama Prefectural Part-Time High School —

Fumio ITABASHI

### はじめに

本研究の目的は、戦後教育における勤労青少年教育分野での学校教育と社会教育を分けた分水嶺の原像を探り、今日にも通底する「教育機会序列化」の裏面を検討することである。戦前の学校教育は複線型教育体系を取りその格差は大きかった。社会教育体系内にも学校教育に類似した勤労青少年教育機関を設置した。1935（昭和10）年、実業補習学校と青年訓練所を統合し全国市町村に設置された青年学校である。1939（昭和14）年には男子は軍事教育が中心の義務制となり、終戦後の新教育制度成立時まで継続した。

新教育制度下における勤労青少年教育は、学校教育においては定時制通信制高等学校を、社会教育においては青年学級を創設した。両機関ともほぼ同年齢の青少年に対して類似した目的を持って設立され、その歴史の変遷もまた類似したものであった。

戦後教育の基本理念の一つは、日本国憲法第26条「教育を受ける権利・教育の義務」を受けて制定された旧教育基本法第3条「教育の機会均等」の理念である。学校制度体系における高等学校についての具現化は、学校教育法における高等学校の「定時制課程及び通信制課程」<sup>1</sup>の創設であったといつてよい。両課程は勤労青少年に対し「すべての青少年に後期中等教育を」スローガンに高等学校教育を受ける機会を保証し、全日制課程と基本的には平等であるものとして設置された。中学校卒業後、直ちに就労せざるを得ない青少年に後期中等教育の機会を提供した点に関しては高く評価できる。しかし、新制中学校の義務化による様々な難問、その上に立つ全日制高等学校を中心とする後期中等教育の諸課題が、設立当初から「定時制課程及び通信による教育」を傍系的存在に追いやったことは否めない事実である。

「教育の機会均等」の理念が「教育の質の序列化」の廃止を含むならば、現実の定時制通信制課程史は理念通りには進まなかったといえよう。それは何故なのか。国家の描いた教育理念と、地域の抱える内実との間に大きな落差があったからである。例えば、「文部当局の奨励と世論の大きな期待と支持を得て発足した」<sup>2</sup>との文部省の認識と、「一般社会の人々は勿論教育界の者にとっても当事者以外にとっては恰も雲をつかむようなもので何が何だか、どうすればよいのだからさっぱり判らない。昭和23年7月1日附けで定時制開設は一郡一校中心校及び分

校二校の割で開設せよとの県命令があったので開設すべく奔走した<sup>3</sup>という地域の実態の乖離は大きいものであった。ここには、自覚的に新制度を発足させようとする高揚感はない。熱意ある個々の教員が下達された命令を忠実に守ろうとする姿があるだけである。ましてや、旧制中学校が存在しなかった農村部においては、定時制分校とはいえ高等学校が開設されることは別世界の話であった。農村部の多くの人々にとっては「大きな期待と支持」などあろうはずがない。貧しい現実が目の前にあるだけである。

旧制中学校を主たる母体として発足した高等学校「全日制課程」に対して、定時制高等学校（「定時制課程及び通信による教育」）はまさに手探り状態で発足したのである。筆者は、過去にこうした地域の定時制高校創出に関して、中心校分校を体系的に論じたことがある<sup>4</sup>。

そこでは、分校には創出当初から、地域主導というよりはむしろ、お上の意向に従うという便宜主義的面が色濃く、最も大切である「地域の学校」としての性格形成が妨げられていたことを解明した。

本稿では、それをさらに深く追求し、埼玉県公立高等学校定時制課程中心校分校及び「別科」の創設経緯と教育内容に注目し、その分析を通して、学校教育と社会教育の狭間で揺れ動いた行政と勤労青少年教育の内実を実証的に検討する。埼玉県を取り上げた理由は、県内主要都市で旧制中学校・高等女学校を男女別学のまま新制公立高等学校に移行しながら、定時制課程は男女共学として創設した結果、同一高等学校内で男女共学・別学の課程が同居した県だからである。「別科」を取り上げた理由は、定時制高等学校が学校教育体系内で創設されたにもかかわらず、「別科」は高等学校内に存在しながら、その修了証書が高等学校卒業証書とはならなかった点に注目したからである。この点に関しては「高等学校の通信制課程」、社会教育側の「青年学級」も合わせて注目する。

本稿では、できる限り埼玉県内の基礎的・歴史的な資料を提示することを意図しながら、次の3点について課題を検討する。

- (1) 学校教育法成立と後期中等教育の三重構造の検討
- (2) 文部省通牒の埼玉県への下達と県の対応
- (3) 勤労青少年教育における高等学校卒業資格の分岐点

## 1. 学校教育法の成立と後期中等教育の三重構造

### 1.1. 第一次米国教育使節団報告書と教育刷新委員会建議

1946（昭和21）年3月30日「第一次米国教育使節団報告書」が連合軍最高司令官総司令部（GHQ）に提出され、4月7日公表された。日本側では既設の「日本教育家委員会」が使節団に協力したが、同年8月10日には拡大強化し、総理大臣の諮問機関として「教育刷新委員会」（1949（昭和24）年6月教育刷新審議会と改称）を設置した。教育刷新委員会（教育刷新審議会）は1946（昭和21）年9月7日の第1回総会から1951（昭和26）年11月8日まで142回の総会を開き、35回にわたって内閣総理大臣に建議を行っている。これらの建議に基づいて1947（昭和22）年3月31日に戦後日本の教育を決定付ける教育基本法、学校教育法の2大教育法が公布されたのである。

この米国教育使節団に対して、政府文部省は「既往1年間に於ける連合軍最高司令部が我々に致された所の、好意とえい智に充ちた協力であります。その中の最大なるものとしては、此の春の米国教育使節団の一か月間の滞在を挙げなければなりません。（略）文部省、教育刷

新委員会及び連合国軍最高司令官は、我が国の教育の改革の根本理念に於いて完全に一致するものであることを、我々は断言するに憚りません<sup>5</sup>と、第1回教育刷新委員会に於いて田中耕太郎文相が挨拶していることから、戦後日本の教育の土台に「使節団報告書」が大きな影響を与えたことがわかる。

「米国教育使節団報告書」の主要提案内容は、①無月謝で男女共学の3年制「下級中等学校」の設置、②「下級中等学校」の義務制、③無月謝、希望者全員入学、男女共学の3年制「上級中等学校」の設置であった。①②は義務制の新制中学校として制度化された。③の「上級中等学校」は、新制高等学校として制度化されたが、提案通りではなかった。しかし、「すべての学校は単一の制度に併合される」と戦前的複線型教育体系の創設を否定し、「無月謝希望者全員入学」という「門戸開放・教育機会均等」の理念を掲げた、準義務的性格を持つ高等学校の創設を勧告したことは注目に値するであろう。

一方、文部省は、使節団来日の一カ月前、「米国教育使節団に協力すべき日本側教育（家）委員会」を発足させ、帰国前に「学校体系に関する意見」という報告書を提出させていた。ここでは、日本独自の学制改革構想を提出した点、中でも「上級中学校へ入学しない者は総て青年学校に入学せしめること」と青年学校制度は残しつつも、男女すべてに実質的な義務制を敷いたことは男女差別撤廃の面からも注目してよい。

教育刷新委員会では第1回建議事項（昭和21年12月27日第17回総会採択）<sup>6</sup>、

二、中学校に続くべき教育機関について

- 1 三年制の高等学校（仮称）を設ける。但し、四年制五年制のものを設けても差支えないこと。
- 2 右の高等学校には、全日制のものと定時制のものがあること。
- 3 右の高等学校は、必ずしも男女共学でなくてもよいこと。
- 4 右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行うものとする。
- 5 男女18歳未満の者は、一カ年一定時間の普通教育を受けるものとする。

と、建議している。これは、旧青年学校の義務制との関連によるものであるが、学校教育法では取り上げられず定時制高等学校義務化構想は実現しなかった。

## 1.2. 教育基本法の理念と学校教育法に内在する三重構造

教育基本法は1947（昭和22）年3月31日法律第25号として公布された。学校教育法も社会教育法もすべてこの根本となる法に基いている。その根本理念の一つは「教育の機会均等」である。戦前の「教育機会に差別が生じるのはやむなし」との教育観を一掃したことに大きな意義がある。

同日、法律第26号学校教育法も公布された。新制高等学校に関しては、

「第四章 高等学校」が、第40条～第51条に規程されている。

第41条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

いわゆる勤労青少年教育に関しては、

第44条 高等学校には、通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる。

高等学校には、通常の課程を置かず、又は前項の課程の一のみを置くことができる。

第45条 高等学校は、通信による教育を行うことができる。

通信による教育に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第46条 高等学校の修業年限は、3年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第44条第1項の課程を置く場合は、その修業年限は、3年を超えるものとするができる。

第48条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その指導年限は1年以上とする。

高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

と規程された。現行法でも、詳細な文言が加わってはいるが大概は変更されていない。

これらの条文から新制高等学校は、制度としてできるだけ多くの進学希望者を入学させることを原則としていたことが分かる。生徒の学業目的によって、第41条では普通教育課程と専門教育課程が設けられた。これによって専門教育課程（職業課程）は、農業、工業、商業、水産その他いろいろな科目を置くことができるようになった。さらに、学業を進める方式の差によって全日制課程、夜間制課程、定時制課程、通信制課程の4つの課程が設けられた。夜間制・定時制課程には分校も設けられた。このように、多様な学校や課程の種別を含む制度として高等学校が体系化されたので、旧制の中等学校はほとんどが新制高等学校に移行できた。また、旧制夜間中等学校の流れを引く「夜間において授業を行う課程」は、1950（昭和25）年に修業年限を4年と定め、新制定時制高等学校に移行した。実質的に青年学校の系譜を引く「特別の時期及び時間において授業を行う課程」は、昼間4年の定時制高等学校に改められ、ともに定時制高等学校と称するようになった（表1）。

通信制の課程は、第45条「高等学校は通信による教育を行うことができる」に基いて出発した。最初から全科目実施の通信制高等学校として成立したのではなく卒業単位数の3分の1に止まっていた。しかし、新制高等学校が1948（昭和23）年4月1日発足したのに対して、その半月前とはいえ3月15日に全国92新制高等学校通信教育を開始したのは意義あることで

表1 定時制通信制課程の系譜

	戦前（旧制度）	戦後（新制度）の流れ
学校教育系	・中学校 ・高等女学校 ・実業諸学校	・高等学校（通常の課程） →全日制課程 （夜間において授業を行う課程） →定時制課程 （特別の時期及び時間において 授業を行う課程） →定時制課程 （通信による教育） →通信制課程 （別科） →別科（高卒資格無）
社会教育系	・青年学校	・青年学級

（執筆者作成）

あった。

このように、戦後の新制高等学校制度は4つの出自を異にする課程が形式的に統合されてスタートしたが故に、名目的な「教育の機会均等」とどまり実質的な「教育の機会均等」とはほど遠いものにならざるを得なかった。定時制本校のほとんどは全日制高等学校に併設されたものであり、分校は小学校や新制中学校に同居したものであった。「定時制高校設立に関する請願書」が各県の青年学校関係者から国会に提出され、文部省当局は旧青年学校と新しく発足した定時制高等学校が質的に異なっている旨の説明を繰り返しているが、ここにも両者の認識の違いがみられる。

全日制高等学校と定時制高等学校間の施設・教育内容の格差は大きかった。それは、教育刷新委員会建議事項に見られるように<sup>7</sup>、定時制高等学校では職業教育を重視すべきであり、普通教育偏重の是正を考えていたからである。

いうまでもなく、定時制高等学校と通信制高等学校間の格差も大きかった。設立当初、通信制課程のみでは高等学校の卒業は認められなかったのである。「通信制の課程」は、当初社会教育局内に属し、学校教育局所管としては認められていなかった。「通信教育は開店休業もて余す文部省 出来た教科書は一冊」とする朝日新聞記事は、この間の事情を如実に物語っている<sup>8</sup>。

さらには、修業期間が2年で高等学校卒業証書も付与されなかった「別科」の存在は統一的平等な高等学校の創設とは言えないのではなかろうか。「別科」の開設が学校教育法に明示されたとはいえ、大学進学資格も与えられぬ、いわば継子扱いの後期中等教育制度であった。戦前社会教育体系内に存在した青年学校の取り扱いが混迷し、新制中学校の創設と絡んで高等学校内に持ち込まれたと言えるが、中途半端な位置付けは短命にならざるを得なかったのも当然と言えよう。

### 1.3. 勤労青少年教育諸法の成立

定時制教育、通信教育は「わが国では新しい教育であっただけに、関係当局や関係方面の献身的な努力にもかかわらず、一つには制度上、財政上の不安定から、二つには社会一般の認識の不足から、その振興発展は、われわれの希望したものよりは、はるかに遠いものでありました。」(十周年記念会会長・中川源一郎)<sup>9</sup>とあるほど設立当初から両教育は厳しいものであった。全国の定時制高等学校実施校、生徒数、通信制実施校数、生徒数は(表2～5)のとおりである。これは全日制高等学校と比較すると圧倒的に少ない数であった。

1949(昭和24)年6月10日教育刷新審議会第1回総会において、「職業教育振興方策について」の第30回建議事項が採択された。「建議」は7項目を挙げ、職業教育の重視、定時制高等学校と技能者養成所の連携、分校設置基準の質的低下、国庫補助制度の確立を強調した。「建議」や産業教育振興の機運を受けて、1951(昭和26)年6月11日、産業教育振興のための施設・設備に要する経費を国庫補助することが主目的である法律第228号「産業教育振興法」施行された。

産業教育振興法は、学校教育の枠内での産業教育を拡充しようとする法律であったが、社会教育との架橋的法律でもあった。それは第16条(短期の産業教育)への「(略)地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む)を行う場合」においても経費補助が可能になったからである。これは

表 2 定時制高等学校数変遷表

年度	合計数	本校数	分校数
23	1,193	828	365
24	2,755	1,510	1,245
25	2,950	1,561	1,389
26	3,153	1,645	1,508
27	3,153	1,680	1,473
28	3,191	1,828	1,363
29	3,206	1,856	1,350
30	3,183	1,878	1,310
31	3,101	1,863	1,238

(出典：定通教育十周年記念誌 155 頁)

表 4 高等学校通信教育教職員数一覧表

年度	教員数			事務職員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
27	173	692	865	78	53	131
28	213	828	1,041	127	11	138
29	257	1,086	1,343	139	30	169
30	303	1,100	1,403	141	17	158
31	328	1,187	1,515	151	130	281

(出典：定通教育十周年記念誌 156 頁)

表 3 定時制高等学校生徒数変遷表

年度	23	24	25	26
生徒数	170,939	347,102	412,175	493,088
27	28	29	30	31
532,465	577,223	556,703	541,596	545,904

(出典：定通教育十周年記念誌 155 頁)

表 5 高等学校通信教育生徒数変遷表と実施校数

年度	生徒数実人員	実施校数
23	9,012	82
24	11,549	82
25	18,265	82
26	24,734	80
27	27,713	78
28	36,116	75
29	42,930	72
30	46,036	70
31	49,304	70

(出典：定通教育十周年記念誌 156 頁)

勤労青少年のための定時制高等学校・分校が、予算難から閉鎖に追い込まれる例が続出し、その善後策として制定されたものであった。また、定時制高等学校における中途退学者の多さ、とりわけ前期 2 年でやめる者の多い実情を勘案して、「別科」を設置するためでもあった。別科の目的は主として職業及び家庭等に関する特別の技能を授けることで、修業年限は 2 年であった<sup>10</sup>。

1953 (昭和 28) 年 8 月 18 日法律第 238 号「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」(略称：定通振興法) が成立した。4 日前の、8 月 14 日法律第 211 号「青年学級振興法」が成立していた。これは何を意味するものであろうか。両法律の同時成立は、勤労青少年教育体系に 2 系統が作りだされたことにはほかならない。産業教育振興法によって高等学校の「短期課程」「別科」が職業教育の一環として推進されるにつれ、定時制高等学校は学校教育体系の傍系的位置から、より社会教育体系に近づいた。

定通振興法では、「教育機会均等の理念」に基づく「無月謝希望者全員入学」、「高等学校教育

をすべての者に」の考え方は根底から覆され、第3条（国及び地方公共団体の任務）では「できるだけ多数の勤労青年が高等学校教育を受ける機会を持ちうるように努めなければならない」<sup>11</sup>となっている。また、第1条（この法律の目的）では「働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もって国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする」とされ、他の条文では「教員の定時制通信教育手当」や「設備等についての国の補助」が定められた。しかし、国の補助を得られても、その裏付けとなる予算を計上できない弱町村では単なる画餅に過ぎなかったと言えよう。結局のところ、市町村立定時制高等学校分校の多くは閉鎖に追い込まれていった。

一方、青年学級振興法では、青年学級は（第1条）「社会教育法の精神に基き（略）その健全な発達を図り、もって国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与する」ことを目的とし、開設及び実施機関としては「青年学級は、市町村が開設する」「実施機関は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校とする」<sup>12</sup>とされた。法は第18条（国庫補助）で「青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、その運営に要する経費の3分の1以内を補助する」とした。新制中学校や定時制高等学校分校の維持に苦しむ市町村が青年学級に捻出する経費はわずかであった。国庫補助を受けても、内実は定時制高等学校に比して問題にならぬほど劣弱な施設と教育内容にならざるを得なかった。しかも、国庫補助を受けられる青年学級の要件（第18条）はかなり高く、発展の道は険しかった。そうであれば、多くの勤労青少年が高等学校卒業資格を求め、卒業資格の得られない「高等学校の短期教育修了」や「青年学級の修了」が魅力的に見えるはずはなかったと言えよう。

## 2. 文部省通牒の埼玉県への下達と県の対応

### 2.1. 埼玉県公立定時制高等学校・通信教育の設置過程

1946（昭和21）年9月6日埼玉県告示第376号で「埼玉県教育審議委員会」が設置され、青年学校廃止、新制高等学校、定時制課程、通信制制度など県の教育に関する重要問題の審議がなされた。1948（昭和23）年7月15日「教育委員会法」が公布された。同年10月1日同法が施行され、審議会の目的とした諸事項は教育委員会に移行したので、同年9月30日「埼玉県教育審議委員会」は廃止された。県は同年8月22日教育委員会法の趣旨徹底のため5市で講演会を開催、9月9日埼玉県軍政部教育主任ビーヤ氏が教育関係者の教育委員立候補は好ましくない等埼玉教組の教育委員選挙活動の活発化を批判警告、9月14日関東軍政部教育部長フォックス氏が埼玉教組の活動を批判、9月25日・30日県教育部長が「教育委員の選挙について」通牒を出すなど教育委員選挙への教組の介入を厳しく誡めたが、関係者の当選を阻めなかった。11月1日埼玉県教育委員会・2市2町（浦和市・川口市・朝霞町・桶川町）の地方教育委員会が発足した。以上のような点からも埼玉県教育部・埼玉県軍政部・関東軍政部教育部の緊密な関係が窺われる。

1947（昭和22）年4月1日新学制による、小学校・中学校が9カ年の義務教育として発足した。終戦直後の埼玉県には、勤労青少年を対象とした教育施設として、国民学校高等科終了を入学資格とした4年制の県立夜間中学校（県立浦和中学校二部）と埼玉県浦和第二商業学校（甲種商業学校）の2校が存在していた。1947（昭和22）年8月20日文部省は定時制高等学校設置を表明。県では8月13日教育部長が「高等学校実施準備に要する基礎調査について」の通牒

を管下に発した。文部省は12月27日新制高等学校実施の準備に関し通達を出し、1948（昭和23）年1月27日には「高等学校設置基準」を制定した。

4月1日新制高等学校が発足。埼玉県では4月1日付で設置認可された定時制中心校は県立12校、公立2校の計14校であった。4月15日、県立高等学校が入学試験を実施。4月25日県下最初の定時制高等学校として県立浦和高等学校が開校した。

通信教育に関しては、新制高等学校制度が正式に発足する以前の1月9日、文部省は「中等程度通信教育実施要項に関する件」の文部通牒を発した。埼玉県ではこれを受けて「2月14日、県の「通信教育募集要項」を発表し、3月7日面接、3月15日から、全国92校とともに県立熊谷中学校・浦和中学校で通信教育が開始された。実施科目は国語甲（9単位）1科目だけだった。たとえ半月前とはいえ、新制高等学校制度の正式発足前に通信教育が始まったことは評価できるが、正式な高等学校ではなかった。通信教育のみでは高等学校卒業資格が得られないことを文部省自らが認めていた証ともいえよう。5月20日文部省は「高等学校通信教育規程」を公布。通信教育における学習の指導はレポートの添削指導と面接指導、試験の3本立てであった。

定時制高等学校に関しては、新制高等学校発足後の1948（昭和23）年6月14日県教育審議会は以下のような定時制設置方針を決定した。

- (1) 教育の機会均等の原則のもとに地域性を重視して設置する
- (2) 郡市に1校の中心校を設置することを原則とする
- (3) 原則として中心校は県立高等学校におく
- (4) 県立学校を中心校とする場合の分校は、町村立小中学校の敷地、校舎、施設をもってあて
- (5) 男女の生徒に対して等しく入学の機会を与える
- (6) 教員の俸給、諸手当は県費負担とする
- (7) 県立中心校の一切の経費は県負担とする
- (8) 市町村立分校の経費は地元設置者の負担とする<sup>13</sup>

ここでの特徴は、中心校と分校の明確な格差である。つまり、中心校は郡市に1校設立、県立高等学校に設置、経費は一切県費負担であるが、分校は町村立小中学校への併設借用経費はすべて地元設置者負担である。これでは地域性を重視した機会均等の貫徹や男女共学の理念が色あせる。定時制高等学校発足年度の状況は表6の通りである。

表6 1948（昭和23）年12月1日現在の定時制中心校と分校

ア. 定時制高校中心校	19校（内独立校3校、併設校16校） （県立校12校、市立校4校、組合立校2校、町立校1校）
定時制高校分校	19校
イ. 中心校のみの定時制高校	9校
分校を持つ定時制高校	10校
ウ. 中心校の設置学科数	普通科17校、農業科8校、家庭科7校、工業科1校、 商業科3校、林業科1校、機械科1校、（計38）
分校の設置学科数	普通科18校、農業科14校、家庭科8校、（計40）

（出典：定通教育二十年史14～16頁より執筆者作成）



## 2.2. 埼玉県教育要覧に見る定時制高等学校・通信制高等学校の実態

①埼玉県教育委員会は1949（昭和24）年度から『埼玉県教育要覧』を発行し始めた。「序」で「教育委員会は、従来の官僚・軍国的な画一主義・形式主義・全体主義的な教育を打破して、教育を不当なる支配から脱却し、国民全体に対して直接責任を負い、公正な民意を尊重して、地方の実情に即した教育行政を行うために出発した」とし、「教育を真に県民自らの手に把握するためにはまず第一に教育の実情を正しく認識することが肝要である。しかもこの実情を正しく認識する資料を広く県民一般に対して提供し周知方を図ることは、教育行政にたづさわる者に課せられた一大責務である」という理由で「埼玉県教育要覧」を発刊した。

各年度別「要覧」を取り上げ、その記述変遷を辿り特徴を検討する。1949（昭和24）年度版要覧は、「戦後の教育概況」「教育行政」「教育財政」を概説したのち、定時制高等学校に触れ、「定時制高校はその特色を発揮して、青年の必要を充たすためにも、又地方文化啓蒙の面からもその発展が大いに期待されている」とした。教育委員会が定時制高等学校に「青年の必要を充たす」と「地方文化啓蒙」を求めていることは注目してよい。地方文化啓蒙とは、社会教育的側面をも期待していたことになるからである。

通信教育に関しては、高等学校とは別項を立て、「これは教育の機会均等の精神から当然のことである」としている。同年度の実施状況は表7のようであった。

表7 昭和24年埼玉県高等学校度通信教育

	生徒数	専任教師	兼任教師	事務職員
浦和高等学校	291	1	5	1
熊谷高等学校	220	1	4	1
計	511	2	9	2

（出典：埼玉県教育要覧1949年度版，17頁）

②1950（昭和25）年度版では埼玉県教育局編、発行所埼玉県教育委員会となり、以降この形が踏襲された。高等学校に関する重要問題は、再編成（学区制、総合課程、男女共学の実施等を含む）と県移管問題であった。教育委員会では、定時制高等学校の生徒はある程度の職場を持つ社会の一員であり、彼らを適切に育成することが直接社会に大きく影響を与えることになるから、定時制高等学校を「地域社会学校」の本領を発揮した学校にしなければならないとした。そのため次の5項目達成が緊要だと強調した。（1）民主主義の経験を与え、民主的生活態度を身に付ける（2）公民的素質を向上させ、地域社会の良き形成者たらしめる（3）あらゆる社会文化を、科学的に理解し解決する資質を与える（4）健康と身体的適応性を向上させ、情緒の安定性を得させる（5）職業教育を施し地域社会の必要に関係づける

概況を次のようにまとめている。学校及び生徒数は本校23校・分校20校、生徒総計9,334人、教職員数は専任教諭219人、兼任教諭159人、常勤講師57人、非常勤講師159人、養護教諭0人、計594人、養護教諭を置く予算的措置は取られていない。教科課程に関しては、定時制課程は全日制課程に比較して生徒の数が少ないし、それに伴って教師の数にも制限があるので、沢山の教科が選択できないため学校で選択決定しているところが多い。登校日に関しては男子は夜

間が多く女子は昼間が多い。昼間の場合は週2～3日、農繁期は少なく農閑期は多い。夜間の場合は週6日・1日授業時間は4時間が普通であった。その他、昼間働いて夜間学ぶ勤労青少年を収容する学校として保健体育の問題を極めて重要視した。

通信教育に関しては、実施している解析一、国語、人文地理、地学の外に一般社会、解析二、幾何等の教科を増加するとともに定時制高等学校と連携して新制高等学校卒業資格を得られるよう準備を進めた。

③ 1951（昭和26）年度版では、まず定時制高等学校に関しては、その設置する学科、教育課程、分校の配置ならびに中心校と分校との関係で検討すべき問題があったとした。現況と諸問題として次の諸点を挙げている。生徒数が昨年に比べて1,500人も増加しているのに教職員数は11人減となったのは現員現給方針の影響がある。専任教諭が36人増加しておりある程度充足傾向にある。養護教諭を置く予算措置は今年も取られていない。

教科課程に関しては、勤務時間・通学時間の関係上一部の科目を取れない生徒には通信教育との連携で取らせたい。別科については設けていない。分校は地域の要望に合致するような高等学校教科課程の一部を実施するのが原則であるが、本県では殆ど全教科にわたって実施している。分校の設備は「高等学校設置基準」に準じて定めなければならないが、定められていない。

通信教育に関しては、浦和高等学校・熊谷高等学校の2校で高校6科目、中学校4教科で実施されている。学習内容は通常の中学校、高等学校と全く同程度であり、教科書も同じものを使っている。定時制課程と連携して高等学校卒業資格を取れるよう進めている。

④ 1952（昭和27）年度版では、県教育方針4項目の第1に「学校教育、就中産業教育の振興」が挙げられている。定時制高等学校の抱える諸問題として次の7点が列挙された。（イ）教科課程が大教科制の趣旨で出来ている高等学校単位修得制度は定時制4カ年に編成するには各種の不便が伴うこと（ロ）学習意欲の高揚と学力低下の防止に苦心が伴うこと（ハ）一部の科目を通信教育との連携によって修得することが考えられること（ニ）給食制度の完全実施が望ましいが現状では困難であること（ホ）分校の施設設備や経営に各種の困難が伴うこと（ヘ）別科設置の問題（ト）国立大学に夜間又は定時制課程を設置し、定時制高等学校卒業生の進学のを計る問題であった。

通信教育部に関しては、前年に引き続き県立浦和高等学校に中学課程と高校課程を併設し、県立熊谷高等学校には高校課程のみ設置している。高等学校卒業資格を得るために必要な85単位中、現在通信教育でその条件に充て得るのは28単位までとなっているが、50単位まで拡充の研究をしている。現在では高等学校卒業資格を得るためには、修得したものを除いた他の科目を定時制課程に通学して修得するか、大学入学資格検定試験を受けて合格するかによる方法しかない。

⑤ 1953（昭和28）年版では、埼玉県単独で、国会及び政府に対し請願又は建議を行ってきたことを挙げ、これが青年学級振興法や高等学校定時制教育及び通信教育振興法などの制定に資したと自負している。市町村立及び市町村組合立定時制高等学校は22校（分校も含む）があり、このうち専用校舎を持っているものは10校であった。不動岡高等学校北川辺分校は小

学校に併置されているが残りの9校は全部独立校地校舎を有している。教員数は、生徒数が昨年度より527人（自然増5学級分を含む）増加しているにも拘らず、昨年度に比しわずか1名増でしかなかった。定時制教育の振興が法制化された今日、定時制教育の特殊性を十分考慮し、その実質的飛躍を図る上から適正な定員確保が痛感される。

昭和28年度定時制高等学校本校・中心校は県立19校、公立5校で、2校が独立校である他は昼間の学校に併設されている。分校は22校ありいずれも設置者は市町村である。生徒数は男子8,948人、女子2,633人、計11,581人である。教科課程に関しては、定時制課程教育に1年又は2年程度の修業年限を持つ「別科」を設置、簡易な程度において特別の技能教育を課することも漸次実施されるようになった。

通信教育では、従来から実施されていた9科目（国語（甲）、漢文、一般社会、人文地理、解析（一）、幾何、解析（二）、一般数学、地学）、今回新たに12科目（国語（乙）、日本史、世界史、時事問題、生物、図画、保健、書道、英語、一般家庭、商業経済、簿記会計）を合わせて21科目実施となり、卒業に必要な85単位のうち56単位を通信教育で取ることができるようになった。通信教育で取り得ない科目は定時制高等学校で履修し併せて高等学校の卒業資格が得られることになったのである。生徒数は、県立浦和高等学校が高校課程846人、中学課程46人、県立熊谷高等学校が高校課程467人だった。

⑥ 1954（昭和29）年度版では、市町村立及び市町村組合立定時制高等学校は28校（分校を含む）あり、このうち専用校舎を持っているものは10校であった。一般校舎の保有状況が文部省の暫定最低基準に達しているのは4校であった。本年4月1日から、埼玉県公立高等学校別科設置規程が施行された。これは地域社会の要望によって県教育委員会規程で制定されたもので、短期（2年）の高等普通教育及び専門教育を施し、一般的教養を高めると共に、職業及び家庭等に関する特別の技能を授けることを目的としたもので、当分の間は家庭科を主とするもののみを置くこととした。

通信教育に関しては、実施されている科目は前年までの21科目に加えて体育と農業経済の2科目を加え、23科目となった。修得し得る単位数のうち、卒業資格として認められる単位は諸般の事情を考慮して75単位まで認められることとなった。

1954（昭和29）年7月12日「埼玉県定時制教育及び通信教育総合計画協議会」が発足した。この協議会は、県の定通教育振興会代表、定時制高等学校長代表、定時制主事、通信教育主任代表及び教育局職員代表からなる28名の委員で組織され、定通振興法に基き定時制及び通信教育の総合計画を樹立し、これが振興の根本方針を確立することが目的であった。

⑦ 1955（昭和30）年度版では、県教育委員会の重点活動8項目のうちに、（三）高等学校通学区の調整（五）学校図書館法、理科振興法、定時制通信教育振興法及び産業教育振興法に基く施設、設備の充実が挙げられている。市町村立及び市町村組合立定時制高等学校は29校（分校を含む）あり、専用校舎を持っているものは12校であった。そのうち暫定最低基準以上の校舎を持つ学校は僅かに1校であった。また保有校舎も戦前の古い校舎或いは小学校校舎の転用等が多く、質的にも劣悪の状態にあるものが多かった。義務教育学校の施設設備だけでも数多くの問題に直面している市町村にとって、国の助成措置の期待できない高等学校施設設備を実施することは財政的にも極めて困難なことと思われる。

県の定時制課程の授業形態は、別科を除いては大多数が夜間・週6日制をとっている。定時制独立校は2校、全日制に併置された定時制高等学校（中心校）を本校として分校が配置されている。夜間通学を原則とする定時制課程においては、通学その他の制限によって進学を阻まれないようにできるだけ多くの分校を設置し、公平に就学の機会が与えられるように配慮している。分校数は24校である。これは東北秋田県の96校、県域が広く山間部が多い長野県の80校に比べると少ない。分校での指導は、専任の教員が少ない場合、中心校からの巡回指導によって教育が行われ、その管理は中心校の責任でなされている。

通信教育に関しては、県立浦和高等学校と県立熊谷高等学校で実施している。添削指導、面接指導の教育形態をとっているが各地域に協力学校を設置して連絡指導を委嘱し、指導の徹底を期している。実施科目は昨年より3科目増え26科目となった。本年4月から通信教育によって高等学校卒業資格が認められることとなり、全日制教育・定時制教育・通信制教育の全てで高等学校卒業資格が得られることとなった。

⑧ 1956（昭和31）年度版では、本年度より小川高校玉川分校が独立すると共に、浦和商业高校、大宮商業高校の県移管に伴い、この2校に併置されている定時制課程も県立として経営されることになったので学校数は県立併置校23校、市町村立校3校、県立分校23校となっている。本校・分校合わせて49校に本年度入学した生徒数は11,674人であった。県の定時制通信教育総合計画は、近く県の実情に基いて学校の配置・学校運営・教育の内容方法について計画立案する予定である。夜間定時制の生徒は悪条件の下で学業と勤労の両立を図りつつ学校生活を送っている。これら生徒の切実な要請に対し、教育内容は全日制と共通するような単一なものではなく、多様な指導の方式を考慮すべきである。

通信教育に関しては、地理的、経済的、時間的の制約によって学校教育を受けることのできない勤労青少年の向学心に答えるべく設立された制度である。本県では県立浦和高等学校と県立熊谷高等学校で実施している。通信教育は全日制教育の8分の1、定時制教育の6分の1の年間経費で高校教育ができる。本年3月には初めての高等学校卒業資格を持った生徒が卒業する。現在2校で学習している生徒数は2,633名である。

### 3. 勤労青少年教育における高等学校卒業資格の分岐点

#### 3.1. 定時制高等学校分校と通信教育

埼玉県において分校の設置に当たっての特徴は、その設置者を中心校と分校に分けたことである。つまり県立の定時制高等学校でありながら、中心校は埼玉県立〇〇高等学校であるのに、分校は県立校ではなく、その呼称も「埼玉県立〇〇高等学校〇〇町村立〇〇分校」となったのである。実質的には市町村及び市町村組合の運営になり、その設置場所も市町村立小学校などに併置された。分校の設置に関しては、県の「設置勧奨」と「承諾書」があるので、少し長い引用する<sup>14</sup>。

二十四教発号外  
昭和二十四年三月三十日

〇〇市町村長殿

埼玉県教育委員会教育長

#### 高等学校定時制課程分校設置方について

高等学校定時制課程に於いては特に分校設置が認められているので、本県に於いては昨年度より地域的配置を原則として配置し開校しているが、更に二十四年度開設校として貴地区に県立〇〇高等学校分校を設置することにいたしたいが、中心校（本校となる学校）となる学校及び隣接町村と協議連絡の上、至急設置をおすすめする。

尚万止むを得ず設置できない場合は至急公文を以てその旨回答をお願いする。

#### 分校設置要領

- 一、分校は指定町村長が中心となり隣接町村にもはかり、なるべく組合立で万一組合にならないときは、単独でもよいがその地方の希望者は気兼ねなく入学出来るような処置をとられたい。
- 二、分校の設置は所定の書式で中心校長と設置者との連名で教育委員会宛設置の申請をすること。
- 三、分校設置にあたっては、次のことを諒承されたい。
  - ①分校は小、中学校に置くことを原則とする。  
(特別の場合は連絡をとられたい)
  - ②分校の経費は教員の人件費を除き、設置者が負担する。
  - ③分校の設備、需用費は設置者の負担とする。
  - ④分校設置に対して国庫補助金及び分与税で財源措置がある見込み（昨年度あり）
  - ⑤分校の生徒の授業料は、設置者の収入となる。（県の指示によることになっている）
  - ⑥分校ではその設備で出来る学科のみをやり、他は中心校で行うことが原則である。
  - ⑦定時制は、四年以上で卒業出来るが、その希望する学科のみを修得しその単位を得ればよいという者も入学出来る。

また分校の設置認可にあたっては、県は設置者に県が示した条件についての次のような承諾書をとることとした。

#### 承諾書

- 埼玉県定時制高等学校設置にあたり、本校（中心校と呼ぶ）と分校との経費に関する条件
- 第一項 県立中心校一切の経費は県費負担とする。
  - 第二項 市町村立又は組合立学校の教員の俸給、諸手当、旅費は県費負担とする。（事務職員、養護教員、助手、使丁は除く）
  - 第三項 市町村立又は組合立学校の経費は第二項の人件費を除き設置者の負担とする。
  - 第四項 分校の経費は、第二項の人件費を除き、県立学校を中心校とする場合においても、地元（設置者）の負担とする。
  - 第五項 県立学校を中心校とする市町村又は組合立分校の授業料の取得については、県の

定むるところによる。

第六項 その他は法令の定むるところによる。

右条件を承諾する。

昭和二十三年九月

設置者 埼玉県〇〇市郡〇〇町村外〇ヶ町村組合立

埼玉県立〇〇高等学校〇〇分校設置者

市町村長 氏 名 職印

埼玉県知事西村実造殿（なお、昭和二十三年十一月県教育委員会設置後は、宛名は埼玉県教育委員会教育長となっている）

これを見ると、分校設置については、当初県が意図したほど設立できず、県はなるべく多くの分校を設立すべく強く市町村に働きかけたことが窺える。小中学校と同じく実質的に市町村立の定時制高等学校分校を設立することは、新制中学校の維持管理に汲々としている貧しい自治体にとっては大きな負担となる。地域に定時制高等学校が欲しいと願う有力者がいても、承諾書を交わさねばならないほどその創出は難航したのである。地域主導というよりむしろ、お上の意向に従うという便宜主義的色彩が濃く、それ故「地域の学校」としての性格形成にも大きな困難が伴った。しかも、4年間の修業期間が長すぎる。そのため、県は設置方を進める通知文の最後の項に、「希望する学科のみを修得しその単位を得ればよいという者も入学できる」という文を追加した。これは学校教育法第48条を援用して、実質的には高等学校卒業を目指さない生徒も入学できることを意味した。高等学校教育を標榜しながら、内実は社会教育的側面を実行に移したのである。

通信教育は、教育の機会均等の精神に則り、学校教育法第45条の規定により設けられた学校教育内の教育である。しかし、高等学校教育を標榜しながら、当初は実施科目数が少なく高等学校卒業資格は得られなかった。その点では、正式の高等学校とは呼べない。埼玉県内で高等学校卒業に必要な85単位以上の修得が可能となったのは昭和30年度であり、3月に初めて卒業生2名を出している。しかし、これは定通併修によるものであり、通信教育だけによる初めての卒業生2名が出るのは、翌昭和31年まで待たねばならなかった。ここにおいて、やっと高等学校通信教育は正式に高等学校の仲間入りができたと言える。それまでは、学校教育と社会教育の狭間にあったのである。

### 3.2. 定時制高等学校「別科」と青年学級

① 1947（昭和22）年3月31日公布の学校教育法第48条には「高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。別科の修業年限は1年以上とする。」とある。新学制発足当時の埼玉県の高専進学率は35%位であり、農村には経済的事情や様々な考えから、定時制教育の4年制は長すぎ、2年程度が良いとする傾向があった。これでは、修業年限3年以上とする、正則の定時制高等学校には当てはまらないが、県は第48条の規定に従って1948（昭和23）年7月31日県立不動岡高等学校の定時制課程（中心校）を加設した際、普通科4年制とともに別科2年制も設置した<sup>15</sup>。これが埼玉県における最初に創設された「別科」である。別

科の教育内容は家庭科を中心とするものが多かった。8月25日分校設置（菖蒲，羽生，北川辺，1954年7月騎西分校開校）。1949（昭和24）年4月10日定員100名と決定。その後1955（昭和30）年4月9日生徒定員200名となるが，1962（昭和37）年4月8日生徒定員100名と減じ，1970（昭和45）年4月1日募集停止となっている。なお，不動岡高等学校定時制課程中心校は1983（昭和58）年3月31日閉校となっている。県内定時制高等学校別科の設置状況は表8の通りである。

表8 定時制高等学校別科の設置校とその定数  
〔1955（昭和30）年9月1日現在〕

別科を設置する学校の名称	学科	共学の別	生徒定員
熊谷高校寄居分校	家庭科	女	100
川越高校入間川分校	〃	〃	〃
春日部高校岩槻分校	〃	〃	〃
熊谷女子高校	〃	〃	〃
松山女子高校	〃	〃	200
不動岡高校中心校	〃	〃	100
本庄高校	〃	〃	〃
児玉高校	〃	〃	〃
久喜高校	〃	〃	〃
小川高校中心校	〃	〃	〃
鴻巣高校	〃	〃	〃

（出典：埼玉県教育史第6巻826頁）

不動岡高等学校定時制課程で別科を設置した分校は，菖蒲分校と北川辺分校であった。菖蒲分校は1948（昭和23）年9月18日開校，12月1日農閑期利用の季節別科入学式（定員50名・入学者25名）が，翌年5月4日修了式（修了生3名）が挙行された。わずか半年間の学校生活であり，卒業ではなく修了であった。別科性の入学は，昭和25年度12名，昭和26年度8名であった。菖蒲分校は1964（昭和39）年1月23日組合立菖蒲高等学校全日制課程が認可され定時制課程募集停止となり，翌1965（昭和40）年3月31日埼玉県立不動岡高等学校菖蒲分校は廃止となった。

北川辺分校は，1948（昭和23）年12月20日利島村・川辺村二ヶ村維持管理組合として設立。12月21日入学者普通科69名，別科28名で開講式を挙行。以降の13年間の入学者数・卒業生数は表9の通りである。

表9 県立不動岡高等学校北川辺分校「別科」の入学生数

	昭23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
入学者数	28	13	4	13	7	3	8	8	12	16	5		
卒業生数				4	4	13	6	3	6	10	12	14	5

（出典：不動百年250～253頁より作成）

表を見ても明らかのように、入学者数はそれほど多くないが卒業割合はかなり高かったと言っている。

別科には家族の反対を押し切って入学した生徒が多かった。農繁休暇のあった別科が、家族に許された唯一の学校という生徒も多かった。ある卒業生は別科時代をふり返って、「意に添わぬ 別科生活の二年なれど 温かき師と友が懐かし」詠んでいる<sup>16</sup>。また元校長は「昭和24年当時は、洋裁学校全盛時代でしたので、地域の要望により、農村の主婦養成を目標に、和裁、洋裁、料理等の科目を多く取り入れた二年制家庭別科を創設しました。はじめは希望者がなかったが、関係中学校を訪問し、学校紹介スライド上映、生徒の作品の展示等をして生徒募集をしたので逐年増加しました。単位履修証明書を手渡したときは、大変喜ばれました。」と述べている<sup>17</sup>。しかし、別科制度は名称、修業年限等不統一であったため、1954（昭和29）年3月29日「別科とは高等学校定時制課程の前期2年に相当するもの」「当分の間、家庭科を主とするもの」「履修単位の認定基準」「別科の課程を修了した者には、所定の卒業証書を授与」等を内容とする「埼玉県公立高等学校別科設置規程」を制定し、4月1日から施行した。なお、当初から1955（昭和30）年度までに県内に設置された定時制高等学校・分校は表10の通りである。

表 10 定時制高等学校年次設置状況一覧

年度	学校名	設置認可	開校	設置者	設置課程状況
23	浦和高中心校	23.4.1	23.4.25	埼玉県	普男・夜
〃	熊谷高 〃	〃	23.9.14	〃	普男女・夜
〃	寄居分校	〃	〃	寄居外7ヶ村	普男女・昼夜
〃	深谷分校	〃	23.10.3	深谷外10ヶ村	普男女・夜
〃	妻沼分校	〃	23.9.14	妻沼外6ヶ村	普男女・夜
〃	川越高中心校	〃	23.9.15	県	普男女・夜
〃	朝霞分校	〃	〃	朝霞町	普男女・夜
〃	所沢分校	〃	〃	所沢町	普男女・夜
〃	入間川分校	〃	〃	入間川外5ヶ村	普男女・昼夜
〃	春日部高中心校	〃	23.9.1	県	普男女・夜
〃	岩槻分校	23.8.31	23.9.28	岩槻外9ヶ村	普男女・昼
〃	松山高中心校	23.4.1	23.9.1	県	普男女・昼夜
〃	川島分校	〃	〃	三保谷外5ヶ村	普男女・昼
〃	小川分校	〃	23.9.6	小川町	24.3.31廃止
〃	浦和第一女子高	〃	23.9.1	県	普女・夜
〃	大宮商高	23.6.30	〃	大宮市	普商男女・夜
〃	不動岡高中心校	23.4.1	〃	県	普男女・昼夜
〃	菖蒲分校	23.9.18	23.9.18	菖蒲外5ヶ村	普男女・昼
〃	北川辺分校	23.10.15	23.10.17	川辺・利島村	普男女・昼
〃	羽生分校	23.10.18	23.10.26	羽生町	普男女・夜



23	本庄高中心校	23. 4. 1	23. 9. 1	県	普男女・夜
〃	丹荘分校	23.			25. 3 廃止
〃	飯能高	23. 4. 1	23. 9. 1	県	普男女・夜
〃	越ヶ谷高中心校	〃	〃	〃	普男女・夜
〃	草加分校	23. 9. 1	23. 9. 15	草加外 6 ケ村	普男女・夜
〃	吉川分校	〃	〃	吉川外 5 ケ村	普男女・夜
〃	杉戸農高	23. 4. 1	23. 9. 1	県	普農男女・夜
〃	久喜分校	23. 9. 1	〃	久喜町	24. 3 廃止
〃	秩父農高中心校	23. 4. 1	〃	県	普農男女・夜
〃	小鹿野分校	〃	〃	小鹿野町外 1 町 5 ケ村	29. 3 廃止
〃	荒川分校	〃	〃	荒川村	普男女・夜
〃	忍高	〃	〃	県	普商男女・夜
〃	浦和商高	〃	〃	浦和市	商男女・夜
〃	川口県陽高	23. 6. 30	〃	川口市	商男女・夜
〃	坂戸高中心校	〃	〃	坂戸外 5 ケ村	31. 3. 31 廃止
〃	越生分校	23. 12. 15	23. 10. 15	越生外 1 町 2 ケ村	29 飯能高分校
24	浦和高と野分校	24. 5. 3	24. 5. 16	与野町	普男女・夜
〃	熊高吉岡分校	24. 4. 1	24. 5. 28	吉岡外 5 ケ村	普男女・夜
〃	児玉高	24. 4. 20	24. 5. 11	県	普男女・昼夜
〃	小川高校	24. 4. 1	24. 4. 1	県	普男女・昼夜
〃	玉川分校	〃	24. 5. 1	玉川村外 5 ケ村	31. 3. 31 廃止
〃	秩父農高皆野分校	24. 1. 22	24. 4. 8	皆野外 5 ケ村	普男女・夜
〃	久喜高	24. 4. 1	24. 4. 1	県	普男女・昼夜
〃	杉戸農高幸手分校	〃	〃	幸手外 3 ケ村	25. 3 廃止
〃	大宮工高	〃	〃	大宮市	建機電男・夜
25	幸手商高	25. 4. 1	25. 4. 1	県	商普男女・夜
26	熊谷女子高	26. 4. 1	26. 4. 1	県	普女・昼夜
〃	小川高東秩父分校	26. 5. 17	26. 6. 1	大河原・槻川村	普男女・夜
27	浦和高蕨分校	27. 4. 1	27. 4. 21	蕨町	普男女・夜
28	東京教育大学付属坂戸高	28. 8. 1	28. 9. 15	国	農男家女・昼
29	小鹿野高	29. 4. 1	29. 4. 1	県	普男女・夜
〃	松山女高	〃	〃	県	男女・昼
〃	浦和高上尾分校	29. 5. 1	29. 5. 1	上尾町	普男女・夜
〃	不動岡高騎西分校	30. 4. 1	30. 4. 1	騎西町	普男女・夜
30	川越農高菅谷分校	〃	〃	菅谷外 1 市 1 町村	農男・昼

(出典：埼玉県教育史第 6 巻 820～1 頁)

## ②青年学級

終戦後、市町村単位の青年団は姿を消したが、いわゆる部落団は解体しなかったところが多かった。部落団は古い伝統的な土着組織であり、集落の中でも一定の役割を果たし続けていたからである。青年学級に類するものは、彼らを主体として1947（昭和22）年頃から自らが各地でつくり活動を進めていた。青年学級が活発であった山形県では、1948（昭和23）年4月、村当局は青年学級費を拠出すると同時に、県に対しても助成金を交付するよう陳情している<sup>18</sup>。1949（昭和24）年3月青年団の全国組織である日本青年団体連絡協議会第三回大会で「青年学級」の言葉がはじめて登場し、1951（昭和26）年改称した日本青年団協議会の事業計画に「青年学級の振興運動」が上程され、第1回定期大会で熊本県団が「町村や町村青年団によって自発的に青年学級が展開されているが、その実態をみると経費で行き詰まり、あるいは指導者、教育内容の不一致で、せっかくの芽が崩壊しようとしている。このため恵まれない勤労青少年に勉学の機会と余暇をあたえ、あわせてこれに必要な経費を国庫で負担し、さらに卒業資格の確保を図るなどの処置を国が当然行うべきである」<sup>19</sup>と青年学級法制化促進の主張を述べている。しかし、翌1952（昭和27）年の第二回大会では、賛否両論の中「青年の自主的な勉学意欲に根差さず、青年団が運営の主体者にならないような青年学級の振興対策は、有害無益である」との論が通り、大揉めした挙句、1年前の賛成の態度を180度転換させて法制化反対を決議したのである。日本青年団協議会や広範な社会教育関係者の反対にもかかわらず、青年学級振興法は1953（昭和28）年8月14日公布施行された。施行によって一時発展したが、1999（平成11年）その役割を終え廃止された。

埼玉県教育要覧の1950（昭和25）年度版では、県内地域青年団は各市町村に大体もれなく組織されていて、その数は437団である。

1951（昭和26）年度版では、青年学級設置状況は1949（昭和24）年7町村、1950（昭和25）年41町村、1951（昭和26）年120町村と漸次増加している。各青年学級の運営上の難点は予算、使用テキスト、会場及び指導者である。1951（昭和26）年研究委嘱市町村青年学級は文部省指定研究委嘱が2学級、県研究委嘱が15学級であった。

1952（昭和27）年度版では、運営上の困難はあったが、市町村の理解を得て発展が続き、各地域の特性をとりいれた実際的な経営がなされるようになってきたが、地域青年の真に求める意欲を充たす健全な青年の育成という面で、継続的な教養機関にまで発展させる必要があるとされた。文部省指定研究委嘱が10学級、県指定社会教育推進町村が15学級であった。

1953（昭和28）年度版では、青年学級振興法（法律第211号）が8月14日公布施行されたことが挙げられている。概況は県下市町村数323、青年団体数281団に対し192町村が青年学級を開設しその学級数は231である。開設の場所は中学校が最も多く102会場を数え、小学校、公民館が続いている。通年制で学んだ者は1万3千人余り、季節的に学んだ者は5万71千6百人余り、教科目は社会・国語・数学・理科等、職業課程として農工商林その他、家庭科としては裁縫・生花・衛生・料理等、芸能として美術・音楽・演劇・体育とかなり多方面に渡っている。時間数は平均100時間以上を持っているものが167学級、受講者の年齢別によると16歳以上で19歳4,413人、20歳3,934人、21歳以上4,707人である。経費については昭和27年度国庫の6万円支出に対して県15万円、市町村費600万円余に及んでいる。この他寄付金10万円、学級生からの徴収分14万円であり財政的に青年学級が国や県の補助を望んでいるかがわかる。この意味で青年学級振興法の成立が今後これら恵まれざる青年にとっていかに大き

な役割を果たすかが察せられる。

1954（昭和29）年度版では、青年学級振興法に基づく国庫補助申請からの概況を記している。1953（昭和28）年度の国庫補助申請の市町村は162、学級数は198であったが、本年度は開設市町村180、学級数235であった。本県の青年学級振興上の課題としては、国庫補助対象となる青年学級の全市町村開設は道遠しの感があり、国庫補助の対象外の青年学級も相当数にのぼっている。これら青年学級の育成拡充につとめ、勤労青年の教育の場の均等化が喫緊の課題である。

1955（昭和30）年度版では、法施行とともに開設が飛躍的に増加したとしている。本年度の国庫補助の対象となる青年学級（年間100時間以上学習し、学級生30名以上等の要件を具備したものは）開設市町村135、学級数284であった。学級生数20,691人、男10,903人、女9,778人で、学級生1人当たりの年間学習時間の平均は191時間であった。国庫補助対象学級1学級当たりの市町村費は40,825円、国庫補助金平均1,989円であった。運営費のほとんどが市町村費で賄われているが、財政が非常に不安定であることを示している。実際に運営にあたる主事、講師等のほとんどは小中学校の教員である。学級生の学習意欲の不振等とも合わせややゆきまりのきらいもないわけではない。

1956（昭和31）年度版では、国庫補助対象となった青年学級は88学級であり、A級（8,000円）が81学級、B級（10,000円）が6学級、C級（12,000円）が1学級であった。この外類似青年学級が約300あり、大部分が市町村費をもって年間運営をした。問題点としては、学級自体の学習意欲の不振、県費補助の復活、実際運営にあたる指導者の陣容等が挙げられる。

#### おわりに

戦後勤労青少年教育分野における学校教育と社会教育を分けた分水嶺は、明確には定時制高等学校と青年学級間に引ける。高等学校卒業資格取得の有無が両者を分けたと言える。学校教育法と社会教育法を子細に検討すると、学校教育内では、「別科」として高等学校卒業資格授与をしないものがあり、一方社会教育内では資格授与を検討した痕跡がある。戦後教育の基本理念である「教育の機会均等」の原則が勤労青少年教育の分野まで真に敷衍されたならば、社会教育体系内に「学校教育類似機関」としての青年学級は存在し得なかった。つまり、勤労青少年教育は、準義務的定時制高等学校に帰納すべきであった。しかし、主として経済的問題から見送られてしまい、より安価な社会教育としての青年学級開設に結び付いたのである。ここには、戦前の青年学校の存在がある。満12歳以上19歳未満の男子の就学義務を課した青年学校は、全ての男子勤労青少年に安価な費用で軍事訓練と疑似中等教育を与えられる、国家にとってはまことに重宝した存在だったことは疑いない。ところが戦後、青年学校が廃止され、これら青少年を受け入れる教育機関が存在しなくなってしまった。代わって創設された教育機関が定時制高等学校であったがために、本来断絶されたはずの青年学校的色合いが継承されたと言ってよい。

新学制成立以前には文部省内にも、新制中学校を卒業し全日制高等学校に進学できない青少年を全て定時制高等学校に収容する意図は存在していた。「学校は選抜の必要をなくするよう努力し、入学希望者を出来るだけ多く全日制か定時制のどちらかに収容すること」を求めていたのである<sup>20</sup>。この意図が完遂できれば、分水嶺は後期中等教育以降に移る事になる。しかし、主として経済的側面からその構想は頓挫した。敗戦後、経済的に困窮している中で義務教育を6年から新制中学校3年を加えた9年の義務教育制が実施され、青年学校の下級生は新制中学生

となり、上級生は行き場を失ったからである。

戦後初期の全日制高等学校の生徒収容数は中学卒業生徒の絶対数に比較して少なく、進学率は低かったが競争倍率は高く、定時制課程への進学率も芳しくなかった。つまり、多くの中学卒業生が、卒業とともに社会に出されざるを得なかったのである。これら青少年に対して社会教育側が取った対策が青年学級であった。これによって、学校教育内外で行われる勤労青少年教育の大枠が定まった。定時制高等学校、通信制高等学校、青年学級の3層構造である。

定時制高等学校内は昼間制・夜間制・昼夜間制・季節制等授業形態が分けられ、本校・中心校・分校が設置されたが本質的な格差はなかった。設置学科は普通科・農業科・商業科・家庭科等が設けられた。しかし、短期2年程度の別科（女子家庭科が主・高等学校卒業資格取得できず）の設置は、複線化の道を開くものであった。通信制高等学校は、定時制高等学校すら通学困難な青少年のために設けられた教育機関であり、当初は高等学校卒業資格が取得できなかった。取得できるようになったのは1955（昭和30）年度からである。当然のことながら、青年学級修了生の高等学校卒業資格は不可能であった。

#### 注

<sup>1</sup> 「定時制の課程」は当初「夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程」とされ、「通信制の課程」は「通信による教育」とされていた。昭36法166の本条改正により「通信制教育課程」の独立（独立校）が認められた。

<sup>2</sup> 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第六巻 1974年 345頁

<sup>3</sup> 埼玉県立不動岡高等学校『創立百周年記念誌・不動百年』1985年11月 221頁

<sup>4</sup> 拙著「定時制高校成立過程に関する一考察—埼玉県立不動岡高校定時制課程を中心として—」『日本社会教育学会紀要』No28 1992年 及び『勤労青少年教育の終焉—学校教育と社会教育の狭間で—』随想舎 2007年 241～261頁

<sup>5</sup> 文部省『教育刷新審議会要覧』昭和27年 10頁

<sup>6</sup> 文部省『学制百年史』資料編 昭和47年 258頁

<sup>7</sup> 前掲『教育刷新審議会要覧』92頁 第30回建議事項（昭和24年6月11日建議）「職業教育振興策」には「新制中学においては職業科の教育は混乱を来し、新制高校においては普通科教育に偏して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校並びに技能者養成の制度も一般に利用されずに至らず職場における教育もまた不振を極めている。」

<sup>8</sup> 朝日新聞昭和23年10月27日付記事には、「全国の三分の二以上が今なお“開店休業”状態を続けている、（略）通信教育は新学制の一環としてうたわれていながら文部省での取り扱い、社会教育局企画課内に閉じ込められ、教科書の扱いは教科書局から断られ運営も学校教育局から全く関心が持たれず、6・3制の“ままっ子”扱いを受けている、（略）文部省としても、来年度から学校教育局で扱うようになるから、もうしばらく長い眼で行末をみてもらいたい」とある。

<sup>9</sup> 定通教育十周年記念会『定通教育十周年記念誌』昭和33年 1頁

<sup>10</sup> 埼玉県高等学校定時制通信制教育二十周年記念事業実施委員会『定通教育二十年史』昭和43年 非売品 34頁

<sup>11</sup> 「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」第3条第2項

<sup>12</sup> 「青年学級振興法」第5条第1項第3項、公民館は社会教育法（昭和24年6月10日施行）（公民館の設置者）第21条第1項に「公民館は、市町村が設置する」とある。多くの市町村立定時制高等学校分校が小学校に同居し、青年学級も同じ小学校や公民館に設置されていた。

<sup>13</sup> 木村泰夫『わたしの終戦教育史—第二部—』非売品 1968年 169～170頁

<sup>14</sup> 前掲『定通教育二十年史』17～18頁

<sup>15</sup> 埼玉県立不動岡高等学校『創立百周年記念誌・不動百年』1985年 221～268頁

<sup>16</sup> 前掲『創立百周年記念誌・不動百年』232頁

<sup>17</sup> 前掲『創立百周年記念誌・不動百年』236頁

<sup>18</sup> 全国青年学級振興協議会編『青年学級のあゆみと展望』文部省印刷局 1964年 131～132頁

<sup>19</sup> 財団法人日本青年館『日本青年団協議会二十年史』昭和46年 93～94頁

<sup>20</sup> 戦後日本教育史料集成編集委員会『戦後日本教育史料集成』（Ⅱ）新学制の発足 三一書房 1982年 151頁